

月別	指導監督指針	指導事項	実施方法
4	①バスを運転する心構え	・バス事業の公共性と重要性	・バス事業の社会的役割
	②バス運行の安全、乗客の安全を確保する為に遵守すべきこと	・バス運行に係る法令	・旅客自動車運送事業に係る法令
	⑩健康管理の重要性	・疾病が要因の交通事故	・疾病が要因の交通事故
5	④乗車中の乗客の安全を確保する為に留意すべき事項	・バスの車内事故を防ぐ	・「急」の付く運転はしない。
	⑤乗客が乗降するときの安全確保する為に留意すべき事項	・貸切バスの乗降時の注意	・滑らかな発進・停止
	⑥運行路線・経路における道路・交通情報の把握	・運行路線・経路における道路・交通情報の把握	・事前の情報把握
6	③バスの構造上の特性	・バスの車内事故を防ぐ特性に合わせた運転	・「車高の高さ」「車長の長さ」「車幅の広さ」に配慮した運転
	・従業員研修会		・従業員研修会の実施
7	⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	・危険予測運転の必要性	・危険予測ポイント

8	⑧運転者の運転適性に応じた安全運転	・適性診断の必要性	・適正診断結果の活用方法
9	⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因	・交通事故の生理的・心理的要因	・過労運転・睡眠不足・飲酒運転
	・従業員研修会		・従業員研修会の実施
10	⑩異常気象時における対処方法	・悪天候・夜間の危険への配慮	・スピードを落とす
		・雨天時、降雪時・積雪時	・無理な運行は避ける
11	⑪安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な	・運転支援装置に係る事故の事例	・運転支援装置の性能及び留意点
	な運転方法	・速やかなタイヤの交換	・整備管理者による指示
12	・⑫非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い	・交通事故や車両故障が発生した際の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者への救援 ・ハザードランプ、発炎筒、停止表示機材の設置 ・非常口の取り扱い ・消火器の取り扱い

1	・⑭ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた運転	・ドライブレコーダー記録による定期的な指導 ・全員に年2回以上の指導	・計画に基づき実施 ・個別指導
2	・安全性の向上を図るための装置を備える	・運転記録に基づき指導	・個別指導
	・観光バスの適切な運転方法	・道路状況の把握	・適切な危険個所の指示
		・健康診断の実施	・外部機関での健康診断の実施
3	・異常気象時における対処方法	・防衛運転の徹底	・ドラレコ解析・指導
		・健康診断の追跡(要観察・再検査)	・結果による再検査の確認
		・タイヤの脱着(ノーマル)	・正規の手順で必ず実施
	・従業員研修会		・従業員研修会の実施

※個人指導は随時実施

※健康観察は常時

※交通安全運転期間中は重点項目に沿って指導

※年末年始安全総点検など実施計画に沿って行う